

西有年地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

現在、赤穂市西有年字大山峠南3011番119外において、株式会社東洋開発工業所による埋立容量302万 m^3 もの大型の産業廃棄物最終処分場（管理型）の設置計画があります。

計画にある設置予定地は、清流千種川の支流である梨ヶ原川の源流域にあり、近年の想定を超えた風雨等の災害等により一旦不測の事態が生じた際には、浸出液の未処理水が梨ヶ原川を経て安室川から千種川そして播磨灘に流れ出すことなどが予想されます。命の水の源である清流千種川を利用する流域住民はもとより、相生市民、家島諸島に住む姫路市民も大きな不安を抱えています。

千種川流域に生息する生物に与える環境破壊、牡蠣などの海産物への風評被害、また、塩のまちとして全国に知られている赤穂市においては、産業活動に対する影響も心配されます。さらには、観光のまちとして観光面への影響も懸念されます。

赤穂市は豊かな自然環境やさわやかな生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指しており、平成28年12月10日には、「産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言」の決議を行っています。

本市議会は、将来にわたり不安を抱き続けることとなる産業廃棄物最終処分場の設置については、決して認めることはできるものではなく、設置計画に反対するものであります。

よって、兵庫県におかれましては、本設置計画に許可を与えることがないように強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出します。

令和2年6月25日

兵庫県赤穂市議会
議長 竹内友江

兵庫県知事 あて